


記載例

報酬額表

行政書士法第10条の2第1、2項に基づく報酬額表

事 件 名	報 酬 額	摘 要
建設業許可申請／新規・法人・知事許可	円	
建設業経営事項審査申請	円	
建設業経営状況分析申請	円	
一般廃棄物処理許可申請	円	
産業廃棄物処理業許可申請	円	
農地法3条許可申請	円	
接待飲食業営業（1号～6号）	円	
遊技場的営業（7、8号）	円	
質屋営業許可申請	円	
古物商許可申請	円	
道路占有許可申請	円	
一般貸切旅客自動車運送事業	円	
一般乗用旅客自動車運送事業	円	
一般貨物自動車運送事業	円	
帰化許可申請	円	
在留資格変更許可申請	円	
株式会社設立手続	円	
社会福祉法人設立手続	円	
遺言書・遺産分割協議書作成	円	
そ の 他 の 事 項		
<p>1. 交通費・宿泊費は実費とする。</p> <p>2. 相談業務は1時間あたり 円とする。</p> <p>3. 顧問業務（月額）は依頼者と協議による額とする。</p> <p>4. 実地調査及び企画指導業務は1時間あたり 円とする。</p> <p>5. 日当は1時間あたり 円とする。</p> <p>6. 着手金は依頼者と協議により受領することができる。</p> <p>7. 立替金（印紙代・証紙代など）は別途とする。</p> <p>8. 特に時間を要し複雑のものであって計算を要するものについては、あらかじめ依頼者の承諾を得て、加算した報酬額を受け取ることができる。</p> <p>9. 依頼者の依頼を受けて書類の作成に着手した後、依頼者の請求により、これを取り止めた場合、又は依頼者の責に帰すべき事由により報酬額を受けることができなかつた場合においても、報酬額を受け取ることができる。</p> <p>10. 報酬額には、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により行政書士の役務の提供に対する対価に課される消費税及び地方消費税の額に相当する額を含まない。</p>		
平成 年 月 日		
		
大阪府行政書士会		
行政書士		
職印		